

DL-TOWN 出店者ガイドライン

I .取扱い商材について



目次

1. 取扱い禁止商材ガイドライン
2. 事前審査必要商材
3. 食品表示に関するガイドライン
4. 酒類取扱いに関するガイドライン
5. 薬機法関連商材の取り扱いに関するガイドライン
6. 商品名登録ガイドライン
7. 商品の在庫設定・納期情報設定および配送に関するガイドライン
8. 不適切な検索行為に関するガイドライン

1. 取扱い禁止商材ガイドライン

DL-TOWN では、禁止商材を定め、それらが確認された場合には、出店者へ随時改善を要請しています。次に定める禁止商材については、DL-TOWN で商品登録、提供（景品・お試し品等として提供することも含む）することおよびその旨を表示することを禁止します。

(1) DL-TOWN のコンセプトにそぐわないもの

- ①医薬品、医療機器
- ②ブランド品、ブランドノベルティ品
- ③中古品、中古ソフトウェア、中古携帯通信端末、中古特定小型原動機付自転車、中古酒類
- ④検査キット
- ⑤役務
- ⑥特定小型原動機付自転車
- ⑦電子機器、家電
- ⑧回線契約を伴う商品
- ⑨金券類
- ⑩生体

(2) 法令で販売・所持が規制されているもの

分類	禁止商材	補足説明
(2)-1 銃刀法違反商品	銃砲類、模造けん銃、けん銃部品、銃弾、砲弾、火縄銃等の古式銃砲、刀剣類、改造モデルガン、改造エアガン、金属製のモデルガン、ボーガン、クロスボウ、洋弓銃	※法律上の許可、登録等をされている店舗様であっても一律禁止といたします。 ※アウトドア用ナイフ、文房具、料理用包丁など「刀剣類」にあたらなない場合があります。
(2)-2 麻薬全般	麻薬、あへん、覚せい剤、向精神薬などの薬物、大麻草やけしなどの植物	
(2)-3 人体、臓器、細胞、血液	人体、臓器、細胞、血液	

(2)-4 偽造文書等	偽造された文書、有価証券、通貨、カード（偽造キャッシュカード、偽造クレジットカード、偽造テレホンカード）、ホワイトカード・ICチップ、データスキミング装置、偽造印鑑	
(2)-5 密猟された動植物、販売禁止鳥獣	密猟された動植物、販売禁止鳥獣	
(2)-6 犯罪行為により取得された商品	窃盗、強盗、詐欺、恐喝などにより取得された商品	
(2)-7 宝くじ、富くじ、公営競技投票券、スポーツ振興くじ	宝くじ、富くじ、公営競技投票券、スポーツ振興くじ	
(2)-8 医薬品成分入り健康食品、医薬品成分入り化粧品	未承認医薬品（医薬品成分が含有されているが日本国内で医薬品として承認されていないもの） ・下記リストに掲載されている医薬品成分を含有する健康食品 ※ こちら のページ【東京都保健医療局】から「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」をご参照ください。 なお改正により、医薬品該当の判断猶予期間にある成分本質（原材料）は対象外です。 ・薬機法により配合が禁止されている医薬品成分を含有する化粧品	
(2)-9 高度管理医療機器としての承認を得ていないコンタクトレンズ	高度管理医療機器としての承認を得ていないコンタクトレンズ	※視力補正を目的としないコンタクトレンズ（おしゃれ用カラーコンタクトレンズ）についても、視力補正用と同様に薬機法の規制対象になっていますので、高度管理医療機器として承認されていない製品は取扱いできません。

<p>(2)-10 医療用医薬品</p>	<p>・医療用医薬品(処方せん医薬品に指定されている医薬品) ・医師もしくは歯科医師によって使用されまたはこれらの者の処方せんもしくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品 (例) 医師による処方せんがないと購入できない医薬品「タミフル」「バイアグラ」など ※処方せんが無くても購入できる医療用医薬品も対象</p>	<p>※DL-TOWNで取扱いが不可能な医薬品は、「一般用医薬品」のみとなります。 ※参考:一般用医薬品の定義 医療用医薬品として扱われる医薬品以外の医薬品</p>
<p>(2)-11 要指導医薬品</p>	<p>厚生労働省の定める要指導医薬品 ※【厚生労働省】要指導医薬品一覧はこちら</p>	
<p>(2)-12 特殊開錠用具所持禁止法に抵触する道具</p>	<p>ピッキング用具、破壊用シリンダー回し、ホールソーのシリンダー用軸、サムターン回し</p>	
<p>(2)-13 不正な改造を施された自動車車体および自動二輪車</p>	<p>以下のいずれかの改造をおこなっている自動車車体および自動二輪車 ・灯火類の灯火の色等の変更 ・運転席および助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼り付け ・ディーゼル自動車の排出する黒煙 ・タイヤおよびホイールの車体</p>	<p>※道路運送車両法の遵守をお願いいたします。</p>
<p>(2)-14 法令が定める規格・基準に適合していることが確認できない商品</p>	<p>下記の表示・マークが貼付されていない商品 (偽造された表示・マークを貼付している場合も含む) ■PSC マーク ※登山用ロープ、家庭用の圧力なべおよび圧力がま、乗車用ヘルメット、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター)、浴槽用温水循環器、ライター ■PSE マーク ※直流電源装置(ACアダプター、充電器等)、エル・イー・ディ</p>	

	<p>ー・電灯器具、エル・イー・ディー・ランプ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）</p> <p>■PSTG マーク</p> <p>※半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスストーブ、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガス瞬間湯沸器、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガスストーブ、密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ</p> <p>■PSLPG マーク</p> <p>※半密閉式瞬間湯沸器、半密閉式ストーブ、半密閉式バーナー付ふろがま、ふろバーナー、ふろがま、カートリッジガスこんろ、ガス栓、開放式・密閉式・屋外式瞬間湯沸器、開放式・密閉式・屋外式ストーブ（屋外式カートリッジガスストーブも含む）、密閉式・屋外式バーナー付ふろがま、一般ガスこんろ、調整器、高圧ホース、低圧ホース、対震遮断器、ガス漏れ警報器</p> <p>■E マーク</p> <p>※自動車用チャイルドシート</p>	
<p>(2)-15 違法行為（ダフ屋行為等）により入手したチケット、金券</p>	<p>違法行為（ダフ屋行為等）により入手したチケット、金券</p>	<p>※転売目的で購入されたチケットを販売することはダフ屋行為として条例により禁止されている場合があります。</p>

<p>(2)-16 医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品 の定義に該当するにも関わらず、薬機法上の承認・届出がなされていない商品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的が医薬品の用途であるにも関わらず、医薬品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 ・使用目的が医療機器的用途であるにも関わらず、医療機器として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 ・使用目的が医薬部外品の用途であるにも関わらず、医薬部外品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 ・使用目的が化粧品の用途であるにも関わらず、化粧品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 	<p>※日本国内で、医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品として承認・届出がなされている商品には、それぞれの製品区分に応じた法定事項表示が日本語で直接の容器または直接の被包に貼付されています。法定表示事項が貼付されていない商品は本項目に該当するものと判断します。</p> <p>※法定表示事項を製品に貼付するためには、薬機法上の許認可が必要になります。</p>
<p>(2)-17 薬機法上「指定薬物」に指定されている成分を含有する商品</p>	<p>指定薬物として指定される成分を含有する商品(※)</p>	<p>※指定薬物として指定されているものの一覧はこちらをご確認ください。また、指定薬物を含有する製品例はこちらをご確認ください。</p>
<p>(2)-18 大麻草に自然に存在していない成分が含まれている商品</p>	<p>大麻草に自然に存在しない成分または存在が確認できない成分を含む商品</p> <p>成分例：10-OH-HHC、THCM、HHCPM、CB9、CBG9、CBP、H4CBD、CBNO</p>	

(3) 公序良俗・モラルに反するもの

分類	禁止商材	補足説明
<p>(3)-1 危険ドラッグ</p>	<p>危険ドラッグ、合法ドラッグ、脱法ハーブ※【東京都保健医療局】薬物データベースはこちら</p>	
<p>(3)-2 シンナーなどの有機溶剤、ガス</p>	<p>シンナーなどの有機溶剤、ガス</p>	<p>※販売等自体が法令で禁止されていなくても、本来の用途と異なる目的を意図して販売した場合については禁止商材に該当する場合がございます。</p>

<p>(3)-3 生体</p>	<p>・哺乳類、鳥類、爬虫類の販売 ・哺乳類、鳥類、爬虫類以外の生体について通常購入以外(プレゼント)もしくはクレジットカード決済(分割払い※)での販売 ・特定外来生物に指定されている個体(卵、種、胞子も含む)および器官(茎、根) ※「哺乳類、鳥類、爬虫類以外の生体」をクレジットカード決済の一括払いにて販売することはガイドライン違反とはなりません。</p>	<p>※動物愛護法にて、哺乳類、鳥類、爬虫類は対面にて販売する必要があるため、インターネット上のみで売買契約を成立させることは禁止されております。 ※動物愛護の観点から、通常購入以外の取扱方法(プレゼント)は禁止といたします。</p>
<p>(3)-4 汚物、排泄物、廃棄物、動物死体</p>	<p>汚物、排泄物、廃棄物、動物死体</p>	
<p>(3)-5 グロテスクな商品、嫌悪感または不快感を与える商品</p>	<p>死体画像、犯罪現場の画像</p>	
<p>(3)-6 使用済みの下着、制服、水着、体操服</p>	<p>使用済みの下着、制服、水着、体操服</p>	<p>※使用目的・販売目的を問わず一律禁止といたします。</p>
<p>(3)-7 盗撮写真、盗撮ビデオ、盗聴もしくは無断録音されたテープ類</p>	<p>盗撮写真、盗撮ビデオ、盗聴もしくは無断録音されたテープ類</p>	
<p>(3)-8 モザイク除去機器</p>	<p>モザイク除去機器</p>	
<p>(3)-9 一度使用されたことのある鍵、マスターキー</p>	<p>一度使用されたことのある鍵、マスターキー</p>	
<p>(3)-10 反社会的勢力の名称またはロゴ等が入っている商品</p>	<p>反社会的勢力の名称・ロゴ等が入っている商品</p>	

(3)-11 交通取締を免れる等の脱法目的に利用されるおそれのある商品	・道路運送車両法に抵触するナンバープレートカバー、フレーム、ボルトカバー※シートベルトキャンセル (シートベルト未装着時に鳴る警告音を消す装置)	※に関しては、オービス撮影対策の赤外線ナンバープレートや、風圧で倒れるナンバープレート、ナンバープレートカバー(透明なナンバープレートカバーも含まれます)等が禁止商材の対象となります。 詳細は国交省 HP をご確認ください。
(3)-12 犯罪を誘発するおそれのある商品	犯罪方法やテロ行為の手引き、爆発物や武器の製造方法を伝授する商品	

(4) 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの

分類	禁止商材
(4)-1 譲渡転売が禁止されている商品	譲渡・転売が禁止されている以下の商品 <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金または証券の口座、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、ローンカード ・航空会社のマイレージ、その他各種ポイントカード、会員証 ・航空券、乗車券、入場券 ・サンプル盤、デモ盤として貸与されている CD、DVD、ソフト ・企業が販促のために頒布しているポスター、パンフレット、看板 ・開通済みの携帯電話、PHS、ポケットベル ・お買いものパンダグッズ等の当社ノベルティ商品 ・メーカーが転売禁止を公表している商品かつ流通経路がメーカー直販のみの商品であり、一度メーカーが一般消費者向けに販売した商品

(5) 悪用されるおそれのあるもの

分類	禁止商材
(5)-1 個人情報、プライバシーに関する情報	名簿、卒業アルバム、紳士録、住所、住民票、戸籍抄本・謄本、登記簿謄本、他人の ID もしくはパスワードの販売
(5)-2 身分証明書	免許証、パスポート、健康保険証
(5)-3 官公庁または企業の入館証、社員章、役職や資格、身分を示すバッジ、制服	官公庁または企業の入館証、社員章、役職や身分を示すバッジ、議員バッジ、弁護士バッジ、警察官制服、警察手帳

(5)-4 盗聴または盗撮に悪用されるおそれのある商品	ピンホールカメラまたは小型カメラが仕込まれたカモフラージュカメラ(ペン、めがね、時計等、カメラ以外の商品に見せかけたカメラ)コンクリートマイク、盗聴電波受信用のレシーバ
(5)-5 印影から印章を作成するサービス	印影から印章を作成するサービス

(6) 青少年の保護育成上好ましくないもの

分類	禁止商材
(6)-1 児童ポルノ作品	当社が指定する児童ポルノおよび児童ポルノに該当するおそれのある作品 ※リストはこちら
(6)-2 青少年の保護育成上好ましくない商品	当社が指定する青少年の保護育成上好ましくないビデオ、DVD、写真集、ゲームソフト、書籍、雑誌、フィギュア等 ※リストはこちら
(6)-3 アダルトグッズ	いわゆる大人のおもちゃ、マッサージ目的をうたう商品 ■商品の形状、機能・構造、パッケージ等から下記条件に該当する商品 ・性的感情を刺激するまたは性的欲望を満たすために使用される玩具、道具 ・性を露骨に表現または容易に連想させる形状の玩具、道具 ・専ら性的な行為の用に供する商品(コンドームを除く)に該当すると確認した商品 (商品例) SMグッズ(手枷、足枷、鞭)、オナホール、タッチワイフ、エアドール、ラブドール、ラブピロー、バイブレーター、ピンクローター、コックリング、包茎矯正リング、ペニス増大器具、ディルド、マグラ、ペニスバンド、膣トレーニンググッズ、アナルパール、媚薬、ラブコスメ、スケベ椅子 ※ローション、ジェルに関しては性的行為を示唆する表現の記載を禁止いたします。
(6)-4 性風俗店の宣伝広告、チケットなど	性風俗店の宣伝広告、チケット

(7) 危険なもの

分類	禁止商材	補足説明
(7)-1 爆発物、危険物	火薬、爆発物、灯油、ガソリン、各種高圧ガス、液化石油ガス ※家庭用の花火は除く	※有資格者であっても一律禁止といたします。 ※キャンプ用品、調理器具用品など商品形態によっては取扱可能な場合がございます。
(7)-2 劇物・毒物	劇物(医薬用外劇物)、毒物(医薬用外毒物) ※「毒物及び劇物取締法(毒劇法)－毒物劇物の検索」は こちら	
(7)-3 注射針のついた注射器	注射針のついた注射器(サージカルニードルなど)	※新品であっても禁止といたします。
(7)-4 武器として使用されるおそれのある商品	多節棍、トンファー、バタフライナイフ、手裏剣、スタンガン、スピアガン、水中銃、スリングショット、催涙スプレー、秘匿性の高い刃物、ヌンチャク、ナックルガード、メリケンサック、警棒	

(8) 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの

分類	禁止商材	補足説明
(8)-1 権利侵害品	<p>・CD・DVD・ビデオ・テープ・ソフトウェア・ゲームソフトなどのコピー、複製されたデジタルデータそのものおよびその記録媒体、テレビ・ラジオの録画録音テープ、海賊版、許諾なく他人の著作物をプレインストールしたハードウェアなどの機器、いわゆるマジコン、コピーガードキャンセラー、スクランブルキャンセラー、MOD チップ、ベータ版、アカデミーパックの転売、ボリュームライセンス商品の転売・ばら売り・その他、他人の著作権を侵害する商品</p>	
	<p>・アイドルコラージュ、有名人の生写真、有名人の画像や名前を無断で使用した商品</p>	<p>※本人、所属事務所など権利者の許諾を得ている場合を除きます。</p>
	<p>・他人の業務を妨害したり迷惑をかける商品、他人を誹謗、中傷、差別するおそれのある商品、その他他人の名誉、信用を毀損する商品</p>	
	<p>・その他、他人の権利を侵害する商品</p>	

(9) その他当社が不適切と判断したもの

分類	禁止商材	補足説明
(9)-1 健康被害等の重大な事故を引き起こすおそれのある商品	<ul style="list-style-type: none"> ・身体への安全性が確認できない食品 ・開封済の医薬品、医薬部外品、化粧品 (例) 一度ふたを開けた医薬品、医薬部外品、化粧品など、内容物が外気に触れる状態となった商品が対象となります。 ・一度小売店等の一般消費者向けに販売された食品を仕入れ販売する行為の禁止 	
(9)-2 「消費期限」の切れた食品		
(9)-3 使用期限切れ医薬品	使用期限の切れた医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、動物用医薬部外品	
(9)-4 医薬品以外の性的機能の強化・改善を目的とする商品(精力剤)	<p>以下の文言が商品名に含まれる商品、もしくは以下の文言が商品説明文等に記載されている商品</p> <p>精力、絶倫、勃起、陰茎、強精、射精、早漏、男性機能、性的機能、生殖機能、バイアグラ、ナイトライフ、ナイトサプリ</p>	
(9)-5 鯨、イルカの部位を用いた製品	鯨肉、イルカ肉、鯨およびイルカから採取された皮、脂、骨等の部位、およびそれらの加工品	
(9)-6 招待代行等、ゲームに関するデータや特典その他の利益	ゲーム等のアカウント、招待 ID、および顧客の招待 ID を使用することを約する類のサービス(招待代行)など、ゲームに関するデータ、特典その他の利益、RMT(リアルマネートレード)	
(9)-7 中古エアバッグ	中古エアバッグ	
(9)-8 反社会的宗教団体と関連する商品	反社会的宗教団体と関連する商品	

(9)-9 DL-TOWNの運営を妨げるおそれのある商品	スクリプトを使用するなどしてRMSその他当社のシステムに悪影響を及ぼす可能性のあるソフトウェア	
(9)-10 【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】取扱禁止商材ガイドライン 違反	【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】取扱禁止商材ガイドラインにおいて定められている商品	
(9)-11 希少動物	ぞう科の牙(象牙)やうみがめ科(タイマイ等)の甲、およびそれらを用いた製品	
(9)-12 金地金商品	金の延べ棒、ゴールドバー、金のインゴット等の金地金商品※	※ 金以外の商品は規制対象外です。また、金製品であったとしても、金貨、金のアクセサリは規制対象外です。
(9)-13 研究用検査キット	「研究目的」を表記した新型コロナウイルス検査キット等 (抗原検査キット、抗体検査キットをはじめとした検査キットであり、新型コロナウイルス検査キットに限りません)	
(9)-14 違法薬物検査キット	大麻検査キット、覚醒剤検査キット等の違法薬物検査キット	
(9)-15 型式認定及び性能等確認のいずれも取得していない車両	型式認定及び性能等確認のいずれも取得していない下記の車両 ・特定小型原動機付自転車	

2. 事前審査必要商材

下記に定める商材は、取扱いに際し事前審査が必要です。

取扱い許可が出ていない状態で、それらをDL-TOWNで商品登録、提供（景品・お試し品等として提供することも含む）することおよびその旨を表示することを禁止します。

(1) 当社所定の審査を受けずに出品されている商品

分類	事前審査必要商材	補足説明
(1)-1 化粧品	未審査での取扱い	
(1)-2 製造・販売にあたって行政 機関からの許可・届出が 必要となる食品	未審査での取扱い	※食品の営業許可については各都道府県により判断基準が異なる場合があります。必要な許可については管轄の行政機関にご確認ください。
(1)-3 酒類	未審査での取扱い	
(1)-4 たばこ ※海外からのおみやげたば こを含みます	未審査での取扱い	
(1)-5 ペットフード	未審査での取扱い	※ペットフード安全法の対象となる全ペットフードが対象です。
(1)-6 植物	未審査での取扱い	※販売する商品にワシントン条約におけるCITES 附属書I~IIIに該当、および絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に該当するか否かを事前にヒアリングいたします。

3. 食品表示に関するガイドライン

1. DL-TOWN 食品必須記載事項について

DL-TOWNで食品を取り扱われる場合は、ユーザーの安全・安心対策として、以下の【DL-TOWN 食品必須記載事項】を商品ページへ記載することを必須といたします。食品表示法に基づき容器包装に表示されている食品表示を、DL-TOWN のページ上にも表示することで、ユーザーにより安心してお買い物を楽しんでいただくことを目的とするものになりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

【DL-TOWN 食品必須記載事項】

対象:食品全般

(1) 農産物(丸ごと、カット単品、カット同種混合)

1) 名称(商品名)

2) 産地名(国産(都道府県名等の地名)、外国産(地名))

※しいたけには「菌床」、「原木」の表示をすること

※産地名が複数に渡る場合は複数名の産地を記載

※季節ごとに産地が異なる場合などはその旨を記載

<記載例>

名称	白菜
産地名	国産(島根県)

(2) 玄米、精米

■ (2)-1 単一原料米の場合<農産物検査による証明がある場合>

1) 名称(精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)

2) 産地、品種、産年

(検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載)

3) 使用割合(10割または単一原料米と明記)

4) 内容量(キログラムまたはグラムで記載)

5) 精米時期(玄米販売の場合は不要)

※食品表示法では食品表示として販売者名の記載が義務付けられていますが、特定商取引法の表示義務としてページ内に記載されることから、ここでは省略可能とします。

<記載例>

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 新潟県産 産地物検査証明による	コシヒカリ	2022年

内容量	10 kg
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)

■ (2)-2 単一原料米<農産物検査による証明がない場合>

- 1) 名称(精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)
- 2) 産地、品種、産年
(検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載)
- 3) 使用割合(10割または単一原料米と明記)
- 4) 内容量(キログラムまたはグラムで記載)
- 5) 精米時期(玄米販売の場合は不要)

※食品表示法では食品表示として販売者名の記載が義務付けられていますが、特定商取引法の表示義務としてページ内に記載されることから、ここでは省略可能とします。

<記載例>

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 新潟県産	コシヒカリ	2022年
	種子の記録および生産記録による		
内容量	10 kg		
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)		

■ (2)-3 ブレンド米<農産物検査による証明がある場合>

- 1) 名称(精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)
- 2) 種類(複数原料米またはブレンド米等と明記)
- 3) 原産国と使用割合
(検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載可能(任意))
- 4) 内容量(キログラムまたはグラムで記載)
- 5) 精米時期(玄米販売の場合は不要)

※食品表示法では食品表示として販売者名の記載が義務付けられていますが、特定商取引法の表示義務としてページ内に記載されることから、ここでは省略可能とします。

<記載例>

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	千葉県産	コシヒカリ	2022年度	7割
新潟県産	コシヒカリ	2022年度	3割	

	種子の記録および生産記録による
内容量	10 kg
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)

※複数の検査米を用いた場合は、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて、産地・品種・産年を記載することもできます。

■ (2)-3 ブレンド米<農産物検査による証明がない場合>

- 1) 名称(精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)
- 2) 種類(複数原料米またはブレンド米等と明記)
- 3) 原産国と使用割合
(米トレーサビリティ法に基づき伝達された産地をその事実に基づいて表示する場合、都道府県名等の産地を記載可能(任意))
- 4) 内容量(キログラムまたはグラムで記載)
- 5) 精米時期(玄米販売の場合は不要)

<記載例>

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	千葉県産	コシヒカリ	2022年度	7割
新潟県産	コシヒカリ	2022年度	3割	
	種子の記録および生産記録による			
内容量	10 kg			
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)			

(3) 畜産物

■ (3)-1 食肉(パック詰めされているもの)

- 1) 名称(牛肉や豚肉等の一般的名称と部位名)
- 2) 産地名(国産(都道府県等の地名)、外国産(原産国名等の地名)、産地名が頻繁に異なる場合はその旨を明記すること(オーストラリア産、時期により他国産の場合あり等))
- 3) 内容量(キログラムまたはグラムで記載)
- 4) 消費期限(記載例のような表現でも可)
- 5) 保存方法(保存方法を記載)
- 6) 加工業者(加工業者の名称、住所を記載)

<記載例>

名称	牛バラ肉
----	------

産地名	オーストラリア産
内容量	100g
消費期限	別途商品ラベルに記載
保存方法	4°C以下で保存
加工業者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■ (3)-2 卵

- 1) 名称(鶏卵など一般的な名称で記載)
- 2) 内容量
- 3) 産地名(国産(都道府県等の地名)、外国産(原産国名等の地名))
- 4) 選別包装者(事業者の名称、住所を記載)
- 5) 賞味期限
- 6) 保存方法(保存方法を記載)
- 7) 使用方法(注意事項等記載)

<記載例>

名称	鶏卵(生食用)
内容量	10個
原産地	国産(〇〇県)
選別包装者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇
賞味期限	製造年月日(出荷日)より14日間
保存方法	10°C以下で保存
使用方法	生食の場合は賞味期限内に使用し、 賞味期限経過後は十分加熱調理してください

(4)水産物

■ (4)-1 鮮魚(パック詰めされていないもの)

- 1) 名称(魚の名称)
- 2) 産地名
- 3) 養殖・解凍の別

<記載例>

名称	ぶり
産地名	鹿児島県産
養殖・解凍	養殖

■ (4)-2 鮮魚(パック詰めされているもの)

- 1)名称
- 2)内容量
- 3)産地名
- 4)養殖・解凍の別
- 5)消費期限(記載例のような表現でも可)
- 6)保存方法(保存方法を記載)
- 7)加工業者名(事業者の名称、住所を記載)

<記載例>

名称	メバチマグロ
内容量	100g
産地名	韓国産
養殖・解凍	解凍
消費期限	別途商品ラベルに記載
保存方法	10℃以下で保存
加工業者名	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■ (4)-3 生かき(パック詰めされているもの)

- 1)名称(一般的名称)
- 2)内容量
- 3)原産地・採取海域(最終的に採取された海域または湖沼)
- 4)消費期限
- 5)保存方法(保存方法を記載)
- 6)加工業者(加工業者の名称と住所)

<記載例>

名称	生かき
内容量	10個
原産地採取海域	広島県海域広島湾
消費期限	出荷日より5日(要冷蔵)
保存方法	10℃以下で保存 生ものですのでできるだけ早くお召し上がりください
加工業者名	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

(5)加工食品

■ (5)-1 国内で製造されたもの事例 1

- 1)名称(一般的名称)
- 2)原材料名(使用した原材料)

- ※ 原料原産地表示をおこなうこと
- ※ 食品と添加物は区分して表示してください
- 3)内容量(グラム、ミリリットル、個数等の単位で記載)
- 4)賞味期限または消費期限(記載例のような表現でも可)
- 5)保存方法(保存方法を記載)
- 6)製造者(原則、表示責任者の名称と所在地、製造所の名称と所在地の記載が必要)
- 7)添加物
- 8)栄養成分の量及び熱量
- 9)アレルギー
- 10)L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 11)指定成分等含有食品に関する事項
- 12)特定保健用食品に関する事項
- 13)機能性表示食品に関する事項
- 14)遺伝子組み換え食品に関する事項
- 15)乳児用規格適用食品

<記載例>

名称	豆菓子
原材料名	落花生(国産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖、 香辛料/調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
内容量	100g
賞味期限	別途商品ラベルに記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■ (5)-1 国内で製造されたもの事例 2

鍋セットなどのセット商品の場合、素材の構成要素ごとに原材料名を表示してください。

<記載例>

名称	つみれ鍋セット
原材料名	つみれ:(国内製造) いわし、でん粉、食塩、植物性たん白(小麦・大豆を含む)、砂糖/調味料(アミノ酸等)、酸化防止剤(ビタミンC) 野菜:白菜、長ネギ、ごぼう、人参 スープ:しょうゆ(小麦・大豆を含む)、鶏ガラエキス、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)落花生(国産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖、 香辛料/調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
内容量	2人前
賞味期限	冷蔵3日間
保存方法	要冷蔵(10℃以下)

製造者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇
-----	--------------------

■ (5)-2 輸入されたもの

- 1) 名称(一般的名称)
- 2) 原材料名(使用した原材料)
- 3) 内容量(グラム、ミリリットル、個数等の単位で記載)
- 4) 賞味期限(記載例のような表現でも可)
- 5) 保存方法
- 6) 原産国名
- 7) 輸入者
(国内で小袋に包装し直した商品は、包装し直した事業者を加工者として追記すること)

<記載例>

名称	ナチュラルチーズ
原材料名	乳(めん羊)
内容量	125g
賞味期限	お届け後 50 日
保存方法	要冷蔵(5°C以下)
原産国名	ニュージーランド
輸入者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■ (5)-3 牛乳

- 1) 名称(食品衛生法で分類された名称)
- 2) 商品名
- 3) 無脂乳固形分
- 4) 乳脂肪分
- 5) 原材料名
- 6) 殺菌
- 7) 内容量
- 8) 賞味期限
- 9) 保存方法
- 10) 開封後の取扱
- 11) 製造所所在地
- 12) 製造者

<記載例>

種類別名称	牛乳
-------	----

商品名	〇〇牛乳
無脂乳固形分	8.3%
乳脂肪分	3.5%
原材料名	生乳 100% (国産)
殺菌	130°C 2 秒間
内容量	1,000ml
賞味期限	製造後 90 日
保存方法	10°C以下で保存してください
開封後の取扱	開封後は賞味期限にかかわらず、できるだけ早めにお飲みください
製造所所在地	〇〇県〇〇市〇〇
製造者	〇〇株式会社

(6)有機食品

1) 前述の生鮮食品、その加工食品、畜産物とその加工食品等の様式に加えて、有機食品であることを表示したい場合には、有機 JAS マークの掲載または有機 JAS マークが写っている商品ラベル写真の掲載

<記載例>



(7)アレルギー物質を含む食品の原材料表示

食品表示法に基づく特定原材料を含む旨の表示

<記載例>

(1) 個別で表示される場合

名称:洋菓子
原材料名:小麦粉、砂糖、植物油脂(大豆を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉/ソルビール、膨張剤、香料 (乳・卵由来)、乳化剤(大豆由来)、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止

剤(ビタミン E、ビタミン C)

<記載例>

(2)一括で表示される場合

名称:洋菓子
原材料名:小麦粉、砂糖、植物油、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉/ソルビール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミン E、ビタミン C)、(原材料の一部に大豆、乳製品、卵を含む)、(一部に小麦、卵、乳成分・大豆・アーモンドを含む)

(3)遺伝子組換え食品の表示

食品表示法に基づき表示

<記載例>

義務表示の対象となる食品
<p>【農作物 8 作物】</p> <p>大豆(枝豆、大豆モヤシを含む)</p> <p>とうもろこし</p> <p>ばれいしょ</p> <p>なたね</p> <p>綿実</p> <p>アルファルファ</p> <p>てん菜</p> <p>パパイヤ</p> <p>【加工食品 33 食品群】</p> <p>上記農作物を原材料とし、加工工程後も組み替えられた DNA またはこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品と、高オレイン酸大豆およびこれを原材料として使用した加工食品</p> <p>・加工食品については、その主な原材料(全原材料に占める重量の割合が上位 3 位までのもので、かつ、原材料に占める重量の割合が 5%以上のもの)について表示が義務づけられています。</p>

2.基本的な注意事項について

【DL-TOW 食品必須記載事項】については、原則として食品表示法に基づき食品の容器包装に表示されている事項を記載いただく内容となっています。

一方で、賞味期限、消費期限等の頻繁に情報更新が必要な項目については、電子商取引上、特定の日付入力 が困難な場合も想定されることから、商品ラベル参照等の記載表現を可能とします。

また、エネルギー表示、栄養成分表示については、掲載義務化としていませんが、可能な限り表示をお願いいたします。

・表示禁止事項

(1)義務表示事項の内容と矛盾する用語

- (2)産地名を示す表示で、産地名の意味を誤認させるような表示
- (3)その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

3.商材ごとの注意事項について

(1)玄米、精米

■新米表示に関する注意事項

食品表示法に基づく食品表示基準により、「新米」の用語は、以下いずれかの場合を除き、表示することはできないとされています。ページ上の表記につきましても同基準を遵守いただきますようお願いいたします。

- ・原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米
- ・原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

4.食品表示のお問合せ先について

食品表示法関係

- ・消費者庁食品表示課
- ・食品表示法の相談・被疑情報の受付窓口

JAS法関係

- ・消費者庁食品表示課
- ・農林水産省地方農政局および地域センター
- ・各都道府県 JAS 法担当部署
- ・(独)農林水産消費安全技術センター

食品衛生法関係

- ・製造所を管轄する(または最寄の)保健所
- ・消費者庁食品表示課

以上

2025年3月1日制定

4. 酒類取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、DL-TOWN 出店者が、出店ページ等において酒類を取り扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、酒税法上の「酒類」の定義に該当する商品が対象となります。

3. 遵守事項

(1) 通信販売に関する免許について

酒類のお取り扱いを希望する場合には、出店申込時に「通信販売酒類小売業免許」の提出が必要となります。ただし、平成元年以前に酒類小売業免許を取得している場合、または製造所より直接お客様にお届けする場合には、この限りではありません。

尚、当免許は発行より3年以内に研修を受講する必要があります。

(2) 商材審査について

酒類のお取り扱いを追加で希望する場合には、事前に申請のうえ販売を行ってください。

(3) 必須記載事項について

酒類取り扱いの際には、本ガイドラインに基づき必須記載事項を記載してください。

①「20歳未満の者の飲酒は禁止されている」旨の表示

店舗 TOP ページないしは商品ページに、「20歳未満の飲酒は法律で禁止されている」または「20歳未満のお客様に対しては酒類を販売しない」旨の記載をお願いいたします。

※商品ページに記載する場合は、全ての対象商品ページへの記載をお願いいたします。

②販売管理者に関する標識の掲示

会社概要ページに、以下を記載ください。

販売場の名称および所在地

販売管理者の氏名

酒類販売管理研修受講年月日

次回研修の受講期限

研修実施団体名

※酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、上記を記載した標識を掲示しなければ

ならないとされています。それらの掲示は、インターネット販売を行う場合にも必要とされていますので、下記国税庁 HP 資料を参考にいただき、会社概要ページに必要事項の記載をお願いいたします。

・[国税庁 HP 一標識の掲示\(PDF ファイル\)](#)

(3)中古の酒類取扱いについて

DL-TOWN においては、中古の酒類は取扱い禁止商材となります。

(4)総販売原価を下回る価格での販売について

酒税法等により、正当な理由なく酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売する行為に対して規制が設けられています。具体的には、酒類販売業者は以下のいずれにも該当する行為をおこなってはならないとされています。

①正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売すること

②自己または他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

出店者におかれましては、法令の趣旨に則り、適正な価格設定を心がけていただけるようお願いいたします。

※詳細につきましては、下記国税庁 HP をご確認くださいませようをお願いいたします。

・[国税庁 HP 酒類の適正な販売のルールについて\(PDF ファイル\)](#)

以上

2025 年 3 月 1 日制定

5. 薬機法関連商材の取り扱いに関するガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、薬機法関連商材を取扱いの出店者を対象としたルールを定めたガイドラインとなります。対象商材をお取扱いの出店者におかれましては、本ガイドラインを遵守いただきますようお願いいたします。

I. 商材共通の遵守事項

1. DL-TOWN 健康食品等必須記載事項について

DL-TOWN において医薬部外品、化粧品をお取扱いの場合は、以下の【DL-TOWN 化粧品等必須記載事項】を商品ページへ記載いただくことを必須といたします。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【DL-TOWN 化粧品等必須記載事項】

・対象

医薬部外品・化粧品・ペットフード

・必須記載事項

1) 広告文責(社名・連絡先電話番号)

2) メーカー名、または販売業者名

3) 日本製か海外製(アメリカ製等)か

※海外製(海外で製造された商品)の場合は、原則として原産国を明記してください。ただし、1 商品で複数の原産国がある等、個別具体的な原産国を明記することが困難な場合には、原産国の代わりに「海外製」と記載する形でも可とします。

※健康食品については原産国の記載を必須とします。

※「原産国」とは当該製品を製造した事業所の所在する国の名称をいいます。原材料の産地となる国やパッキング等がおこなわれた国ではありません。

4) 商品区分(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品・健康食品・ダイエット食品)

<記載例>

商品区分	例	必須記載事項			商品区分
		広告文責 (出店者社名および連絡先電話番号)	メーカー名または販売業者名	日本製か海外製(アメリカ製等)か	
化粧品	洗顔料、化粧水、クリーム、シャンプー、入浴剤、石鹸、ヘアマニキュア等	○必須	○必須	○必須	○必須 「化粧品」と記載

医薬部外品	洗顔料、化粧品、クリーム、シャンプー、育毛剤、入浴剤、石鹸、除毛剤、ヘアカラー等	○必須	○必須	○必須	○必須 「医薬部外品」と記載
雑貨 (化粧品や医療機器に類似)	美顔器、加湿器等	不要	不要	不要	不要
明らか食品	みかん、鮮魚等	不要	不要	不要	不要
雑貨	洗濯洗剤、食器用洗剤、マスク等	不要	不要	不要	不要

<記載例>

広告文責	〇〇株式会社 03-XXXX-XXXX
メーカー(製造)・輸入者名	株式会社〇〇
区分	日本製・医薬品

※商品説明文へ、テキストにて記載ください。(画像化は不可)

2. 商材審査について

医薬部外品、健康食品、化粧品は、お取り扱い前に審査をお受けいただく必要があります。

新たにお取り扱いをご希望の際には事前に申請をお願いいたします。

商材審査に関しましては「お取り扱いに事前審査が必要な商材に関するガイドライン」も合わせてご確認ください。

※海外の化粧品・医薬品・医薬部外品、または医療機器の輸入販売にあたっては、厚生労働大臣の許可が必要となります。詳細は各都道府県の窓口にご相談ください。

3. 海外法人について

海外法人であっても日本人向けに配送・決済方法などを用意して営業される場合は、薬機法を遵守いただくようお願いいたします。

II. 商材別遵守事項

以下、商材別に注意すべき表記や事例についてご紹介いたします。

なお、本ガイドライン内の記載事項は、あくまで法令や通知の趣旨、過去の行政指導例等に照らし法令に抵触するおそれが高く特にご留意いただきたい事例を中心にまとめたものであり、本ガイドラインの内容に従うだけで法令違反、行政指導等のリスクをゼロにできることをお約束するものではありません。本ガイドライン記載の NG 表現例の多くは、過去に、行政当局による注意喚起が再三なされてきたものであり、出店者が理解、遵守すべき最低限の内容であることご理解ください。個々の広告表現の適否の判断につきましては、出店者におかれまして適宜

所轄都道府県にご照会いただく必要があることをあらかじめご了承ください。

1. 明らか食品について

一般人が医薬品と誤解するような販売方法で健康食品を広告・販売すると、無承認無許可医薬品の広告・販売として薬機法違反になります。しかし、医薬品との誤認のおそれがない食品(いわゆる明らか食品)に関しては、薬機法の規制外とみなされる場合もあります。

＜明らか食品に該当すると思われるもの＞

A・野菜、果物、卵、食肉、海藻、魚介等の生鮮食料品およびその乾燥物(ただし乾燥品のうち専ら医薬品として使用されるものは除く)

B・加工食品例:豆腐、納豆、味噌、ヨーグルト、牛乳、チーズ、バター、パン等

C・A、Bの調理品(惣菜、漬け物、缶詰、冷凍食品等)

D・調味料例:醤油、ソース等

＜注意点＞

①動植物であっても、専ら医薬品として使用される成分(医薬品成分)に指定されているものは明らか食品とはみなされません。

②加工食品に有効成分を添加した場合は、明らか食品であるとはみなされませんのでご注意ください。

③明らか食品であれば、どんな表現でも用いることができるわけではありません。虚偽、誇大な表現は景品表示法、健康増進法違反となりますし、特別用途食品・保健機能食品との混同が生じるような表現は健康増進法等に抵触する可能性もあります。

例えば、「ガンが治る」等、重病が治るかのような標榜をすることは、虚偽・誇大表現として景品表示や健康増進法に違反するおそれがあります。かかる記載は、病気に苦しむ方々の適切な治療の機会を奪うおそれがありますし、また、それを信じたユーザーに取り返しのつかない健康被害を与えてしまうおそれもございますので、明らか食品であっても、かかる病名の記載(具体的病名を出して、あたかもその病気が治るかのような誤解を与えるおそれのある記載)はおやめいただきますようお願いいたします。

※個別具体的商材が、いわゆる「明らか食品」にあたるか否かの判断は当社ではできかねますので、判断に迷われた場合は、各都道府県薬事担当部署等にご照会いただきますようお願いいたします。

2. 化粧品

1)化粧品の効能の範囲

化粧品に関しては、以下のような効果効能の標榜が可能とされています。

薬食発 0721 第 1 号

化粧品においては、上記効能の範囲内であれば効果効能を標榜することができますが、これを超える標榜をすると薬機法違反になります。

また、化粧品の広告表現に関しては「医薬品等適正広告基準」という通知があり、細かい基準が定められていますのでこちらに関しても注意する必要があります。

2)違反と判断されるケース

①化粧品の効能の範囲を超える表現

化粧品の効能として認められている表現は、前述の表にあるとおり、「肌に潤いを与える」とか「肌を引き締める」

という程度のもので、それを超える表現、例えば「肌の老化を防止する」「シミを消す」「シワを消す」というように、物理的に肌そのものに変化を与えるような表現は薬機法違反となるおそれがあります。

3) ページ作成に際しての注意点

① 「画像」を用いた誇大な商品広告(いわゆる「画像広告」)について

化粧品等の販売にあたり、誇大な広告表現が含まれた「画像」を用いて、薬機法違反・景表法違反おそれのある誇大な広告(以下、「画像広告」といいます)がなされていることがあります。これらの「画像広告」は、特にユーザーへ視覚的に訴えることで誤解を与えることも多いため、「誇大広告ではないか」、「薬機法に違反する広告ではないか」といったクレームが当社へ寄せられるケースも非常に増えています。また、行政によるインターネット広告監視指導等においても、「画像広告」を用いて広告された商品がたびたび指導されています。

したがって、出店者におかれましては、これら「画像広告」の使用に関しては特にご注意ください。また、「画像広告」内に薬機法違反ないしは景表法違反(誇大広告)になるおそれがあると思われる表現がある場合には、まずは一旦当該画像広告は削除した上で、広告表現内容に関し問題ないか否かメーカー等にご照会いただきますようお願いいたします。

② 「美白」表現

化粧品においては基本的に「美白」効果の標榜はできません。例外的に「メーキャップ効果(ファンデーションを塗って白く見せるという意味)」であれば化粧品でも標榜可能と考えられていますが、「肌自体を白く変化させる」という意味の「美白」効果は化粧品では一切標榜できません。「化粧水」等の商品で前述のようなメイク効果の「美白」というのは通常考えられませんので、化粧品では原則として「美白」効果を標榜できないものをご理解ください。

例: X「美白効果のある化粧水です」

※ なお、医薬部外品であっても、「肌自体を白く変化させる」という本来の意味での「美白」効果は標榜することはできません。「メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けを起こしにくくする」という効能が認められている医薬部外品において、「メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けを起こしにくくする」という意味での「美白」効果である旨を明示することにより「美白」というキーワードを用いることが認められるケースもあるようですが、明確な説明もなく「美白効果」等の標榜をすることは医薬部外品であっても薬機法違反になるおそれがありますのでご注意ください。ご不明点等がありましたら、メーカーや各都道府県薬事担当部署等にご照会いただきますようお願いいたします。

※ 医薬部外品をお取扱いの場合は、当該商品が医薬部外品である旨、必ずページ内に明記いただきますようお願いいたします。

③ 育毛・除毛

化粧品においては「育毛、発毛、脱毛予防、除毛」等の効果の標榜はできません。

例: X「育毛効果のあるシャンプーです」

医薬部外品であれば、「育毛、発毛促進、脱毛予防、除毛」等の標榜が可能なものもあります(その場合、当該商品が医薬部外品である旨、必ずページ内にご明記ください。)

④ 入浴用化粧品

化粧品においては、「デトックス、毒素排出、神経痛、水虫、腰痛、あかぎれ、リウマチ、冷え性」等の効果の標榜はできません。

例: X「ドバドバ毒素を排出!デトックス入浴剤」

医薬部外品の入浴剤であれば、「肩こり、神経痛、疲労回復」等、当該商品に認められた効果効能の範囲内での標榜が可能です。ただし「デトックス」「毒素排出」は医薬部外品としての効能も逸脱している可能性があります。このような記載がある場合は、「本当に、当該医薬部外品にそのような効果効能が承認されているかどうか」メーカー等にご確認ください。また、医薬部外品の商品ページにおいては、当該商品が医薬部外品である旨必ずページ内に明記ください。

⑤ハミガキ類

化粧品のハミガキにおいては、「歯周病の予防」「歯肉炎の予防」等の標榜はできません。

医薬部外品のハミガキ類であれば、「歯周病の予防」等の標榜が可能なものもあります。(その場合、当該商品が医薬部外品である旨、必ずページ内に明記ください)

⑥その他

体験談・臨床試験・学会の研究・医師のコメント・書籍とあわせての販売・キーワードの羅列等で効果効能を標榜することも薬機法違反になりうる点は健康食品と同様です。

なお、化粧品や医薬部外品に関しては、「医薬品等適性広告基準」により、「効能効果又は安全性を保証する表現」や「医療関係者の推薦」自体不可と考えられています(同基準 3(6)、10)。したがって、化粧品や医薬部外品の広告において、体験談や臨床試験の結果、医師の推薦コメント等を用いることは、たとえ承認された効果効能の範囲内であったとしても同基準に抵触する可能性がありますのでご注意ください。

3.健康雑貨等

1)違反と判断されるケース

①医療機器の定義に該当する表現

健康器具や健康雑貨等で、薬機法が定める医療機器の定義(=「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具」)に該当するような効果効能を標榜すれば薬機法違反(無許可での医療機器の広告・販売)となる可能性があります。

体験談・臨床試験・学会の研究・医師のコメント・書籍とあわせての販売・キーワードの羅列等で効果効能を標榜することも薬機法違反になりうる点は健康食品と同様です。

2)ページ作成に際しての注意点

①筋肉運動補助器具

単に筋肉の運動のみを目的としている場合は、医療機器の定義には該当しないと考えられていますが、「肩や腰にあててコリをほぐす」、「運動後の筋肉の疲れにも有効」等の効果効能を標榜すると薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください。

運動の結果として「生活習慣病が改善する」等の効果効能が、医療機器的效果にあたるか否かに関しては、当社では判断できかねますので、適時メーカーや各都道府県薬事担当部署等にご照会ください。

②マイナスイオン関連製品等

「〇〇病の予防」、「アトピーが治る」、「不眠症の解消」等、病気の治療を目的として使用することを標榜すると薬機法違反になる可能性がありますので、ご注意ください(血液サラサラ、活性酸素除去等の効果効能の標榜も同様に薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください)。

③美容器具等

単に美容目的(化粧品的効果効能)を標榜するものは、医療機器の定義には該当しませんが、「皮膚のシミ・ソバカスを除去する」、「肌を若返らせる」、「肌細胞の活性化」等の効果を標榜すると医療機器の定義に該当し薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください。

④視力回復器具

「視力回復」を目的として使用する機械器具は、医療機器の定義に該当します。したがって、健康器具等で視力が回復するような広告をおこなうと薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください。

⑤矯正サポーター等

基本的には医療機器には該当しませんが、適用部分を強く圧迫するような材質等であって、関節痛、外反母趾の矯正・痛みの緩和等の効果効能を標榜するものは医療機器の定義に該当する可能性がありますのでご注意ください。

例:

X「装着することで骨格が矯正され、その結果痩身効果や関節痛改善効果がある」

X「腰痛や外反母趾が治る」

O「(きつい下着なので)その下着をつけている間だけ、痩せているように見える」

4. ペットフード

1) 違反と判断されるケース

ペットフードにおける効果効能の標榜も、動物用医薬品的な効果効能の標榜として薬機法違反になる可能性があります。

2) ページ作成に際しての注意点

① 管轄行政の違い

動物用医薬品も薬機法の適用対象ですので、ペットフードに関して医薬品的効果効能を標榜すれば、やはり薬機法違反になりえます。ただ人間用と異なり、動物用医薬品の管轄は厚生労働省ではなく農林水産省となっております。そのため、運用面や解釈において人間用のケースと若干差異がある可能性もあると思われれます。もしご不明点等がありましたら、メーカーないしは各都道府県動物用医薬品担当部署、農林水産省等にご照会いただきますようお願いいたします。

② 「食餌療法」的に使用することを目的とされているペットフードについて

A : いわゆる「食餌療法」的に使用することを目的とされたペットフードの広告表現において「処方食、治療食」という表現を用いることも、動物の疾病の治療や予防に用いることを明示していると判断され、薬機法違反になるおそれがあります。ペットフードの広告において「処方食、治療食」という表現を用いるのはおやめください。

なお、「療法食、特別療法食」という表現であれば、現状直ちに薬機法違反とまではされていないようです。ただし、当社には違法性の可否を判断する権限はございませんので、「処方食、治療食」という表記を「療法食、特別療法食」と改めることにより行政指導されるリスクがゼロになることまでは保証できません。「療法食、特別療法食」という記載に対し、万一行政指導等が実施されたとしても、当社は一切責任を追いかねますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。もしご不明点・ご不安点等ありましたら、必ずメーカーないしは各都道府県動物用医薬品担当部署、農林水産省等にご照会いただきますようお願いいたします。

B : 「食餌療法的に使用することを目的とされたペットフード」においては、疾病名を記載し、特定の疾病向けである旨標榜しても、現状は、それだけで直ちに医薬品的な効果効能にあたることまではされていないようです。

ただし、「〇〇病が治る」「〇〇病の予防」等、「疾病の治療・予防目的」であることまで標榜してしまうと、動物用医薬品的効果効能とみなされ、薬機法違反になるおそれがありますのでご注意ください。なお、当社は記載内容の適否を判断する立場にはございませんので、疾病名の記載に関し、万一行政指導等が実施されたとしても、当社では一切責任を負いかねますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。ご不明点・ご不安点等ありましたら、適宜メーカーないしは各都道府県動物用医薬品担当部署、農林水産省等にご照会いただきますようお願いいたします。

5. 医薬部外品

医薬部外品としての承認を得ている商品においては、承認された範囲内で一定の効果効能を標榜することが可能です。ただし、承認された範囲を逸脱する効果効能を標榜すると薬機法違反になるおそれがありますので、ご注意ください。承認された効果効能の範囲については商品ごとに異なるため、メーカーや仕入れ先に事前にご確認いただきますようお願いいたします。

以上

2025年3月1日制定

6.商品名登録ガイドライン

1.商品名の登録方法

商品名は本ガイドラインの「3.商品名の基本体系」に従って記載することを推奨いたします。ただし、商品状態や販売方法、その他の誤購入を避けることを目的とした注意文言(以下、注意文言と記載)については、商品名の先頭に【】(隅付き括弧)で囲んでご入力ください。注意文言として入力可能な項目・入力方法の詳細については、本ガイドラインの「4.注意文言の登録・記載方法」の各項目をご参照ください。

2.使用可能文字について

- ・特殊文字、機種依存文字、「★」や「◇」などの意味を持たない文字の使用はお控えください。
- ・英数字、各記号は、半角で入力してください。
- ・各項目は、半角スペースで区切ってください。

3.商品名の基本体系

商品名は、ユーザーが商品内容を認識するために、必要な情報が過不足なく含まれ、より有益な情報が商品名の先頭近くに来るよう、登録することを推奨いたします。

・商品名称には、「産地」・「商品名」・「容量」等とあわせて、その商品を特定することができる呼称を記載ください。

<商品名の登録例>

- ・【個包装】九州産紅はるか焼き芋冷凍サイズが選べる便利な食べ比べセット合計 1.6kg 以上(鹿児島産、熊本産)
- ・スキナブルエッセンス「あずき美人茶」セット (スキナブルエッセンス 50ml & あずき美人茶 500ml 2本)

4.注意文言の登録・記載方法

商品の注意文言は、下記個別のルールに則り登録・記載してください。

① 環境配慮商品の注意文言

SDGs の観点から賞味期限まちかの商品や規格外商品の販売をいただく場合には、商品名の先頭に【サステイナブル】、【SDGs】、【食品ロス削減】、【エシカル消費】、【環境保護】等より該当する文言を記載してください。

② その他の注意文言

ユーザーの誤購入を防ぐために重要な注意文言については、商品名の先頭に【】で囲み、記載することが可能です。

5.禁止事項

商品名登録にあたり下記に該当する事項は禁止といたします。

- (1) 商品名と関係のないワードの記載
- (2) 商品ページの説明文での商品と関係ないキーワードの羅列

以上
2025年3月1日制定

7. 商品の在庫設定・納期情報設定および配送に関するガイドライン

はじめに

インターネット通販の拡大に伴い、配送分野におけるユーザーのニーズは配送通知サービスや受取時間指定サービスなど多様化しております。

他方、ユーザーから、「注文した商品が届かない」、「商品が大幅に遅れて届いた」、「商品がいつ届くかわからない」等、商品の在庫に関するお問い合わせや、納期・配送に関するお問い合わせが多くある状態です。そこで、今後、多くのユーザーにご利用いただくためにも、本ガイドラインをご参照の上、ユーザーにとって利便性の高い、安心してお買い物ができる環境作りにご協力いただきますようお願いいたします。

I. 商品の在庫設定における遵守事項

I. 商品の在庫設定について

DL-TOWN の管理画面の商品管理より、在庫設定をしていただきますようお願いいたします。

出店者において、適時に適切な在庫数を設定していただくことにより、商品を購入したユーザーの期待を損なわず安心してお買い物ができる環境を提供できるよう、ご対応をお願いいたします。

(1) 在庫設定が必要な商品ページについて

全ての商品ページについて在庫設定をしていただきますようお願いいたします。

(2) 設定すべき在庫数について

各出店者の取り扱う商品の種類によっては、一般的な在庫数の概念にそぐわないものもございますが、DL-TOWN においては、以下の商品の分類を参考に在庫数の設定をお願いいたします。

ア. 直ちに発送可能な在庫がある場合

表示納期で発送可能な数を在庫数として設定ください。

イ. 受注発注をおこなう商品の場合

表示納期での発送可能な数を在庫数として設定してください。この場合、各出店者における処理可能数に加えて、発注先の受注能力に応じた数としてください。

ウ. 受注生産をおこなう商品の場合

表示納期で生産が遅滞なく完了し、発送可能な数を在庫数として設定ください。

エ. ラッピングや値引きなどのオプション用に用いている商品の場合

表示納期で対応可能な数、あるいはサービス提供の予定上限数を在庫数としてください。

II. 納期情報(商品発送予定日)設定における遵守事項

I. 納期情報(最短お届け可能日・商品発送予定日)を登録・表示すること

ア. ユーザーにお届け日をあらかじめお約束できる商品(SKU)には、管理画面の商品管理より商品ごとに「配送目安」を設定してください。配送目安は 25 日間を上限としており、配送日をプラスした日付以降のお届け日を選択できます。

イ. 在庫状況に変更が生じキャンセルする可能性がある場合は、商品ページ上に明確に表示をおこなうこと

※現時点では在庫があっても、自社等と在庫共有によりやむをえず在庫切れが発生する可能性がある場合は、あらかじめ商品ページ上にわかりやすく明確に表示してください。

<注意文言の表示例>

当該商品は自社販売と在庫を共有しているため、在庫更新のタイミングにより、在庫切れの場合やむをえずキャンセルさせていただく可能性があります。

2.その他注意事項

ア.ユーザーの注文時に表示した納期(商品発送予定日)よりも発送が遅れる場合は、必ず当初の発送予定日前にすみやかにユーザーへの通知を含め、適切な対応をおこなうこと。

イ.納期の遅れによりユーザーからキャンセルの申し出があった場合には、速やかにキャンセル受付をし、キャンセル処理をおこなうこと。

※発送予定日の変更により、ユーザーは商品が不要となる場合や他で購入する必要が生じる場合もあるため、変更情報は早めに告知し適切に対応してください。

Ⅲ.商品の配送における遵守事項

1.配送情報を登録・表示すること

管理画面の注文管理より受注した商品毎に配送伝票番号を登録してください。

出店者が配送伝票番号を入力することによって、DL-TOWN からユーザーに配送状況を通知することができます。

(1) 注文詳細に、該当の配送伝票番号を入力すること

※注文詳細の送付先の「配送伝票番号」欄に入力してください。

※複数の配送伝票番号がある場合は全て入力してください。

※配送伝票番号のない配送方法を利用する場合は、「配送伝票番号」欄は空欄で構いません。

※虚偽の配送番号、または配送番号とは関係のない文字列の入力は禁止します。

(2) 配送伝票番号は発送完了メールを送信する前までに登録すること

(3) 配送伝票番号は正確に記載すること

2.配送希望日時を遵守すること

配送希望日時の指定のある受注については、ユーザーの配送希望日時に沿った発送の手配を必ずするようにしてください。

また、やむをえない事情によりユーザーの指定した配送希望日時に添えない場合には、速やかにユーザーに対してその旨を通知するようにしてください。

以上

2025年3月1日制定

8. 不適切な検索行為に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

DL-TOWN ではユーザーの購買体験の向上のため、商品を探しやすいサイト作りに努めております。

そのため、ユーザーの利便性を毀損する以下の行為を禁止いたします。

※取扱い禁止商材・禁止行為ガイドラインと一部重複するものがございます。こちらをあわせてご参照ください。

2. 禁止事項

以下の各項の行為は禁止します。

(1) 商品名と関係のないワードの記載

商品名と直接関係のないブランド名、商品ジャンル名(商品カテゴリー名)、モデル名などのワードの記載を禁止します。出店者の取扱商品という形で、その商品に直接関係のないブランド名、商品ジャンル名(商品カテゴリー名)、モデル名などのワードを記載することも含みます。

(2) 商品ページの説明文での商品と関係ないキーワードの羅列

商品ページの説明文(商品説明文および販売説明文)に検索ヒット目的でその商品に直接関係ないキーワードを羅列することを禁止します。出店者の取扱商品という形で、その商品に直接関係のないブランド名、商品ジャンル名(商品カテゴリー名)、モデル名などを羅列することも含みます。

(3) 商品ページでの隠し文字の記載

商品ページに隠し文字を入れることを禁止します。

(背景色と同じ文字色の文字記載、視認できないサイズの小さなフォントでの文字記載、HTML への隠し文字記載等、ユーザーが認識することができない文字記載をおこなうこと)

(4) 同一商品の複数登録

①検索結果画面での重複表示を狙って、販売条件がすべて同一などのユーザーが差異を判断できない商品を複数登録することを禁止します。

②複数出店している出店者の場合、異なる出店者においても、検索結果画面での重複表示を狙って、販売条件がすべて同一などのユーザーが差異を判断できない商品を複数登録することはお控えください。

(5) 誤解を招くような価格表示の設定

検索結果等での露出拡大を狙った以下の価格表示に関する設定を禁止します。

①単品の価格にて商品を登録したうえで、複数購入のみ可能とすること

※オーダーカーテンや手芸用生地のように、1商品の測り売りを販売個数で表現している場合は対象外です。

<禁止例>

1本60円の飲料水を24本単位で販売する場合に、60円で商品登録する行為。この場合は、実際にユーザーが購入可能な最小単位の24本の値段で商品登録してください)

以上

2025年3月1日制定